

京都市告示第528号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

平成26年 3月 5日

京都市長 門川 大作

第8条第1号中「灰皿は歩行者の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与するものに限る。」を削る。

第8条第2号を削り、同条第1号の次に同条第2号として次の1号を加える。

(2) 設置の際には、灰皿の周囲に仕切りを設けるなどして、排煙が通行者に影響を及ぼさないよう配慮すること。

第8条第3号を削り、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)